

～ご意見ありがとうございました～

「まちづくり意見公募」の結果をお知らせします。

町では、「広尾町いじめ防止基本方針」の改正概要への意見を募集し、町民の皆さまから様々なご意見をいただきました。以下に寄せられたご意見と、それに対する町の考え方をお知らせします。

■実施結果

| | |
|-----------|------------------------------|
| 案 件 名 | 「広尾町いじめ防止基本方針」の改正概要 |
| 募 集 期 間 | 平成30年12月3日（月）～平成30年12月28日（金） |
| 意 見 の 件 数 | 8件（1名） |
| 意見の受取方法 | メール1名 |

■意見の内容と意見に対する町の考え方（意見は一部要約しています。）

| | |
|-------|---|
| 記載箇所 | 原案1ページ 6行目、8行目 「はじめに」 （前略）～「いじめの防止等のための基本的な方針」～（中略）～「広尾町いじめ防止基本方針」について～（後略）。 |
| 意見 ① | 上記については、それぞれ「国の基本方針」、「町基本方針」と表記すべきものと思われます。 |
| 町の考え方 | ご指摘のあった部分については、記述について修正を検討します。 |

| | |
|-------|---|
| 記載箇所 | 原案1ページ 8行目 「はじめに」 （前略）～北海道の「北海道いじめ基本方針」の改訂を受け、～（後略）。 |
| 意見 ② | 「北海道いじめ防止基本方針」誤りと思われます。 また、原案11ページに、（前略）町基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、（後略）との記載があることから、「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）の加筆が必要と思われます。 |
| 町の考え方 | ご指摘のあった部分については、加筆・修正を検討します。 |

| | |
|-------|---|
| 記載箇所 | 原案1ページ 16行目 「はじめに」 （前略）～、マイノリティへの批判を載せた報道関係など～（後略）。 |
| 意見 ③ | この表現では、ただ単に少数派への批判と読むことができ、どのようなマイノリティへの批判なのか不明のように思われます。 |
| 町の考え方 | この考えは、「性的少数派は生産性が無い。」などの発言に対するものであり、マイノリティの前に「性的」と明記することを検討します。 |

| | |
|-------|--|
| 記載箇所 | 原案3 ページ 5 行目～8 行目 「第1—2 いじめの理解」 (前略)～、小学校4 年生から中学3 年生～(中略)～児童生徒も1 割程度であり、被害や加害の～(後略)。 |
| 意見 ④ | 被害経験、加害経験がそれぞれ1 割程度とされていますが、出典又は独自調査等根拠を記載された方が良いのではないのでしょうか。 |
| 町の考え方 | この出典は、平成25 年7 月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010—2012」によるものであり、加筆することを検討します。 |

| | |
|-------|--|
| 記載箇所 | 原案3 ページ 30 行目 「第1—3 いじめ防止等の対策に関する基本理念」 (前略)～、例えば「発達障害を含む障害のある児童生徒」や～(後略)。 |
| 意見 ⑤ | 北海道では、平成18 年から試行的に「障害」の表記の方法について、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は仮名表記の「障がい」としています。 法令や固有名詞などの表記は従前どおりとしています。また、平成21 年からは道の組織名や計画等も表記を変更しています。(13 道府県、7 指定都市) |
| 町の考え方 | ご指摘のあった部分については、記述について修正を検討します。 |

| | |
|-------|---|
| 記載箇所 | 原案6 ページ 2 行目～3 行目 「第2—2 広尾町教育委員会の附属機関の設置」 広尾町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、～(中略)～、必要があるときは条例の定めるところにより教育委員会に「広尾町いじめ等問題対策委員会(仮称)」を置くことができる。 |
| 意見 ⑥ | 広尾町教育委員会が、条例の定めるところにより当該組織を設置するように読めるのですが、広尾町が、当該組織に係る条例を制定し、教育委員会の附属機関と位置づけ設置するのではないのでしょうか。また、条例はこれから制定するのでしょうか。 |
| 町の考え方 | 条例により教育委員会の附属機関と位置づけ設置するものであります。条例は、今後制定に向け検討いたします。 |

| | |
|-------|---|
| 記載箇所 | 原案11 ページ 8 行目～10 行目 「第4—1—(4) 調査を行う組織」 (前略)～、教育委員会にあつては、教育委員会が設置する「広尾町いじめ等問題対策委員会(仮称)」が行う。(後略) |
| 意見 ⑦ | 先に記載した内容と関連しますが、「教育委員会が」を「教育委員会に」としては、如何でしょうか。条例と附属機関の関係が理解不足で見間違いであればご容赦願います。 |
| 町の考え方 | ご指摘のあった部分については、前文で教育委員会として既に設置する旨を述べているので、「教育委員会が設置する」の部分の削除を検討します。 |

| | |
|-------|--|
| 記載箇所 | <p>原案 11 ページ 30 行目 「第 5 その他」 (前略) ~町基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、(後略)。</p> |
| 意見 ⑧ | <p>条例が、何を指しているのかが不明と思われます。</p> |
| 町の考え方 | <p>この「条例」が指すものは、「北海道いじめの防止等に関する条例(平成 26 年北海道条例第 8 号)」であり、記述について加筆することを検討します。</p> |

この他、記載の誤り等について指摘をいただきました。